

## 建設工事等に係る入札・契約制度等の改正について

美作市総務部契約管財課

美作市の建設工事等に係る入札・契約制度等について、下記のとおり改正を行いますので、お知らせします。

### 1 最低制限価格制度（原則上限価格1億5,000万円未満の工事等※1に適用）

最低制限価格の算出方法の変更

工事請負契約に係る低入札調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（通称：中央公契連モデル）と乖離しているため、**上限価格300万円未満に乗じる数値を削除**します。

現 行	改 正 後
最低制限価格を算出するための上限価格に（税抜）に乗じる数値。 ①上限価格300万円以上1億5,000万円未満 100分の87.5から100分の90.5までの範囲 ②上限価格300万円未満 100分の82.0から100分の87.0までの範囲	最低制限価格を算出するための上限価格に（税抜）に乗じる数値。 <b>上限価格1億5,000万円未満</b> <b>100分の87.5から100分の90.5までの範囲</b>

※1 電子入札に係る業務委託、測量・建設コンサルタント業務を含みます。

### 2 発注標準の金額区分の改正

入札参加資格の格付に応じた標準的な設計金額の区分について、過去からの工事価格の上昇を踏まえて、**1.5倍※2に引き上げます。**

種別	格付	設計金額（税込） （現 行）		設計金額（税込） （改正後）	
土木一式・ 建築一式工事	特A	2億円以上		3億円以上	
	A	8,000万円以上	2億円未満	1億2,000万円以上	3億円未満
	B	4,000万円以上	8,000万円未満	6,000万円以上	1億2,000万円未満
	C	1,000万円以上	4,000万円未満	1,500万円以上	6,000万円未満
	D		1,000万円未満		1,500万円未満
とび土工・電 気・管・鋼構造・ 塗装・機械・解 体（交通安全工 事を除く。）	特A	8,000万円以上		1億2,000万円以上	
	A	4,000万円以上	8,000万円未満	6,000万円以上	1億2,000万円未満
	B	2,000万円以上	4,000万円未満	3,000万円以上	6,000万円未満
	C	1,000万円以上	2,000万円未満	1,500万円以上	3,000万円未満
	D		1,000万円未満		1,500万円未満
その他建設工 事（交通安全工 事を含む）	A	4,000万円以上		6,000万円以上	
	B	2,000万円以上	4,000万円未満	3,000万円以上	6,000万円未満
	C	1,000万円以上	2,000万円未満	1,500万円以上	3,000万円未満
	D		1,000万円未満		1,500万円未満
	水道施設工事	特A	6,000万円以上		1億2,000万円以上
A		4,000万円以上	6,000万円未満	6,000万円以上	1億2,000万円未満
B		3,000万円以上	4,000万円未満	3,000万円以上	6,000万円未満
C		2,000万円以上	3,000万円未満	1,500万円以上	3,000万円未満
D			2,000万円未満		1,500万円未満
土木一式 （下水道工事）	特A	2億円以上		3億円以上	
	A	8,000万円以上	2億円未満	1億2,000万円以上	3億円未満
	B		8,000万円未満		1億2,000万円未満

※2 建設工事に係る工事設計金額が5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の場合は、特定建設業の許可を受けている建設業者に限りです。

### 3 入札時に提出する内訳書の記載内容の変更

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正により、建設業者は、材料費、労務費、公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費を記載した内訳書を入札時に提出しなければならないこととされました。

- ・内訳書への記載が新たに必要となった項目（**義務化された項目**）

#### 材料費及び労務費

直接工事費の内数として記載してください。

#### 法定福利費の事業主負担額

現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料を含む。）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金を含む。）の法定の事業主負担額を現場管理費の内数として記載してください。なお、公共建築工事については、工事原価の内数として記載してください。

#### 建退共制度の掛金

建設業退職金共済制度の掛金給付の対象となる労働者がいる場合は、必要金額を現場管理費の内数として記載してください。

#### 安全衛生経費

労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を工事原価の内数として記載してください。

- ・契約締結時に提出していた内訳書（法定福利費を記載したもの。）は、**廃止**とします。

### 4 週休2日工事実施要領の改正

これまでの「通期の週休2日の達成」及び「月単位の週休2日の達成」に加えて、全ての週において、休日を土曜日及び日曜日に指定し、1週間に2日以上現場を完全閉所した場合を「**完全週休2日（土日）の達成**」とします。

積算について、月単位（通期）の週休2日の達成をした場合の補正係数※3を各経費に乗じた上で、上限価格を作成しますが、完全週休2日（土日）を達成した場合は、精算時に完全週休2日（土日）の達成した場合の補正係数に変更します。

※3 各経費に乗じる週休2日の補正係数を変更します。（参照：週休2日の積算方法について）

### 5 施行時期

**令和8年7月1日以降**に行われる入札公告又は指名通知に係る入札等から適用します。

#### 【問合せ先】

美作市総務部契約管財課

電話 0868-72-0929

E-mail: kanzai@city.mimasaka.lg.jp